

2015.1.10

審査報告書

田中禎昭 『古代地域社会と年齢秩序—人口・集団・土地支配—』

(主査) 専修大学文学部教授 矢野 建一

(副査) 専修大学文学部教授 荒木 敏夫

(副査) 専修大学文学部教授 土生田純之

(副査) 総合研究大学院大学文化科学研究科日本歴史研究専攻教授 仁藤敦史

田中禎昭氏より専修大学大学院文学研究科歴史学専攻に対して提出された学位(博士)請求論文『古代地域社会と年齢秩序—人口・集団・土地支配—』は、1200×374=448800字からなる長大なものであった。

審査委員会は、提出された本論文を課題設定の妥当性、方法論の先進性、論文構成の説得性、研究の到達点、史・資料批判の妥当性、学会への貢献度などの諸点を中心に審査を行った。

また、公開の口述試験において、直接、請求者本人に対して審査諸点について質問し、判断材料をえた。

(1) 課題設定

学位請求論文は、7～9世紀の古代日本地域社会論において、これまで古代史研究に多大な影響を与えてきた「首長制論」(在地・村落)・農業共同体論・国家的奴隷制論等を批判し、(A)日常性と生存のために住民相互が構成する多様な集団結合とその共同諸機能の存在を明らかにするとともに、(B)各々の集団結合と各レベルの首長との関係をあえて生産関係・所有関係からではなく、正倉院に残る古代戸籍の年齢累積・境界年齢・偽籍論、乳幼児・子供の編戸形態などの年齢原理(I部第1～補論)を分析し、あわせて『万葉集』などにみられる「ヨチ」・「ヲトコ」「ヲトメ」・「サト」等から古代村落における結合原理を抽出。両者を対置することによって古代地域社会の全貌を明らかにしようとしたものである(第II部第1～4章)。これは当該分野の研究においてほとんど顧みられることのなかった新たな視点からの挑戦であり、戦後古代史学をリードしてきた首長制論を相対化するのみならず、その課題設定において、研究史的にも新しい取り組みであると評価することができる。

(2) 研究方法

方法論的にはふたつの新たな論理を導入している。

①第一に、今日までの古代地域社会論が、首長制論及びその批判的論理いずれにおいても、社会構成体論にもとづく「戦後古代史学」の枠組みに基づく研究史を構成しているのに対し、シャントル・ムフ、エルネスト・ラクラウを中心にしたポスト構造（マルクス）主義による理論的批判を踏まえながら、その方法的な転回を意図している点に、単に実証的批判にとどまらない根源的な方法的思考の努力がうかがわれる。

②第二に、人類学・民俗学で提起された世代階層制村落論の日本古代地域社会の構造分析への適用をはじめて試みた点。また単に理論的提起のみならず、古代史料から以下に示す緻密な実証的な検証がなされている点は評価に値する。以下、Ⅰ～Ⅲの各論について述べる。

（3）Ⅰ部各論

まずⅠ部1. 2. 3章においては、戸籍に貫徹する年齢原理の探求がなされている。従来、戸籍からえられる年齢情報の信憑性については偽籍説が有力視されてきたが、統計学的手法を駆使し、原則として地域内婚が強く推奨される婚姻形態であったことを明らかにしている。

なかでも第3章は、理論的にも実証的にも本論の中核をなす章節である。そこでは編戸に貫徹する年齢原理と地域社会に存在した年齢(世代)階層的秩序と国家による戸籍編成がいかに関わっていたかが問題とされている。養老5(721)年の下総戸籍によってその親族呼称と年齢の相関関係の検討がなされた結果、40～41歳を「境界年齢」とし、それよりも高齢の「老人—配偶者」世代を「戸主—妻(刀自)」とし、より若い年齢(世代)の戸口成員を監督・指導させるという構造であったことを明らかにしている。すなわち律令国家は年齢秩序によって村落を支配していた事実が明らかとなったのである。

また1章において環境史的・人口論的検討がなされているのも注目される。これまで当該分野の研究では、W. W. ファリスおよび今津勝紀の人口統計学的研究が通説をなし、その批判的研究はほとんど存在していなかったものの、本研究においてはじめてファリス説・今津説の戸籍研究についての批判的検討がなされ、新たな論理が提供された。すなわち、これまで8世紀初頭は、アプリアーに人口成長期とみなされてきたが、むしろ実態的には人口減少が顕著であり、それが気候寒冷化に起因する災害・飢饉・疫病により発生したという新たな議論を提起した点も注目される。

古代戸籍の「年齢累積論」は、岸俊男・南部昇・ファリスによる数少ない研究しか存在していないが、上記三者の方法とは異なる斬新な統計方法を提起することにより、年齢累積が造籍年ではなく、浮浪・逃亡の括出・隠首の画期となる政策が出された年度に発生している点を明らかにした点は注目される。年齢累積論は、偽籍論の定点となる基礎研究であるだけに、古代戸籍研究において本研究の意義は大きい。

本部における最大の実証的成果は、編戸の基本原則として、これまで戸籍研究において指摘されることがなかった年齢原理が存在していることを解明した点にある。それは古代の「老」の開始年齢である40歳を「境界年齢」として、各戸の戸主・戸口の編成形態が定め

られる戸籍編制秩序を示すもので、著者の世代階層制古代村落論の有力な傍証材料となっている。

(4) II部各論

II部の第1章～4章では、戸籍から一端離れ、地域社会の年齢(世代)秩序の内容・特徴に踏み込んだ分析がなされている。なかでも『万葉集』等に見られる「ヨチ」(第1章)「友」と「ドチ」に注目し、これらが「朋類関係」(ヨチ)、あるいは「同輩結合」(ドチ・第二章)という双方向・世代階層性村落にみられる重層的でインフォーマルな「同輩集団」としてとらえることができると説く。ここでは世代階層制村落論を、戸籍とはまったく性格を異にする『万葉集』などの史料から独自に論証を試み、戸籍研究の成果と整合させた試みということができる。すなわちI部の戸籍分析、II部の両研究の成果から、筆者の論理が実証的により説得的に論じられているように思われる。なおこうした世代階層制村落が住民相互の連帯にもとづき「自立」した存在として発展しなかった背景には、人為的な編戸の分断効果、すなわち戸＝「三等親内親族集団」によって分断・抑制された結果ではないかとした。たしかに『万葉集』にみえる「サト」などは、首長制的支配秩序を体現する「村」、国家的支配秩序を示す「里」(国・郡・里制の里)と明らかに異なるものである。「サト」はしばしば婚姻規制に関わる場面に登場するが、世代階層制村落は内婚制社会に特徴的な婚姻形態として知られる。もちろん日本の古代社会が内婚一色であった訳ではないが、こうした婚姻の在り方は世代階層制村落論に傍証を与え、また家族史・女性史研究における双系論との連携も期待できるものと評価できる。

(5) III部各論

III部の古代の土地支配論は、班田制論を従来の土地制度の枠内での議論にとどめず、古代の開田図のフィールド研究(糞置荘)の成果と結びつけ、地域社会(世代階層制村落)の実態と土地制度との相関を論じ、古代地域社会を構造的に把握しようと試みたものである。具体的には、古代の登録公田(口分田班給対象地)は、生益・死亡・逃亡・・隠首による戸口の変動のみに基づいて授受する制度で、公田を固定的に把握し、割り付けるシステムであったこと。また貴豪族・有力農民層による新規開墾などの土地占有関係の流動化は想定されていなかったこと。中央政府や国司は、初期戸籍・田籍を通じて、戸主単位に受田面積(および四至)を把握するのみで、戸口数と受田額のみに関心があったことを指摘している。こうした日本の戸籍と「諸国公田」システムの特徴はI～II部で検討した世代階層制秩序を有する地域社会(サト)をタテ割に分割する形で「戸政」単位とした結果ではないかとしている。たしかに戸籍にみられる年長戸主や「妻」「母」「姑」などの年長女性による戸口への指導—服従の存在は世代階層的秩序を示唆しているが、「戸政」単位と世代階層制秩序のいずれがより規定的関係にあったのか、精密で具体的な論証が必要となろう。なお、古代国家はなぜ墾田の増加や口分田の荒廃化という土地耕作状況の変動にたいする対策を採らなかったかと

いう点についてはⅠ部で論じられた7～8世紀における北東アジアにおける気象変動・人口変動との関連が想定されていて興味ぶかい。朝鮮半島・中国史などとの比較も残された課題といえよう。

審査結果と若干の課題

本論は全体に完成度が高く、課題の設定も戦後古代史学を十分に踏まえたもので、意欲的な論考と判断される。論の構成も過不足なく、実証も精密である。学界に公表されれば、高い評価をえられるものと思われる。ただ、敢えて指摘すれば、Ⅲ部の班田制論における成果と、Ⅰ～Ⅱ部の戸籍研究や「ヨチ」「ドチ」論から導き出した世代階層制村落論との関係については、未だ理論的な見通しにとどまっており、両者を媒介する実証的な研究が課題として残されていると思われる。こうした点を考慮しても博士論文としては十分な水準にあると判断し、審査委員会は全会一致で合格と判断した。

付記

なお審査会は2015年1月10日専修大学生田校舎95A会議室において公開で実施した。参加者は本人・審査委員・本学他大学院生他20名であった。